

岡山市要保護児童対策地域協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、要保護児童の早期発見や、その適切な保護を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2の規定により設置された岡山市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(業務)

第3条 協議会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）への適切な支援を図るために必要な情報交換並びに要保護児童等に対する支援の内容に関する協議
- (2) 関係機関等の連携及び協力の推進に関する協議
- (3) 児童虐待防止に関する広報・啓発活動の推進
- (4) その他第1条の趣旨・目的を達成するために必要な活動

(会議)

第4条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別検討会議によって組織する。

- 2 代表者会議は市代表者会議及び各福祉地区代表者会議とし、各代表者会議に実務者会議を置く。
- 3 個別検討会議は、協議会を構成する機関が必要と認めるときに開催できる。
- 4 各会議の構成員は別表で定める。

(会長及び副会長)

第5条 協議会の各代表者会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 市代表者会議の会長は、岡山市副市長をもって充て、副会長は岡山市民生委員児童委員協議会会長および岡山市岡山っ子育成局長をもって充てる。
- 3 各福祉地区代表者会議の会長は、各福祉事務所長をもって充て、副会長は各保健センター長をもって充てる。

4 会長は会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- (2) 実務者会議から受けた活動報告の評価に関すること
- (3) 協議会の年間活動方針に関すること
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

2 代表者会議は、会長が必要に応じて招集する。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、要保護児童等の支援活動に直接携わっている者の知識及び経験を児童虐待等に対する支援等に関する施策に反映させるため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 定期的な情報交換や個別検討会議での課題の検討
- (2) 要保護児童等の実態把握や支援を行っている事例の総合的な把握
- (3) 個別の要保護児童等を主として担当することとなる機関及び担当者の決定
- (4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- (5) 代表者会議への活動状況の報告及び協議会の年間活動方針案の作成
- (6) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 実務者会議は、原則毎月開催し、市実務者会議はこども福祉課長が招集し、各福祉地区実務者会議は福祉事務所長が招集する。

(個別検討会議)

第8条 個別検討会議は、個別の要保護児童等に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の要保護児童等の状況の把握及び問題点の確認
- (2) 個別の要保護児童等に係る支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有
- (3) 個別の要保護児童等に対する支援方法の確立及び担当者の役割分担の決定並びに

これらについての担当者間の共通の認識の確保

(4) 個別の要保護児童等に係る援助及び支援計画の検討

(5) その他個別検討会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 個別検討会議は、協議会を構成する機関のうち、個別の検討を要すると認めた機関が招集し、随時開催する。

(要保護児童対策調整機関の業務)

第9条 法第25条の2第5項に規定する要保護児童対策調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 協議会の事務の総括

イ 協議会の協議事項の案の作成，その他開催の準備

ロ 協議会の議事の運営

ハ 協議会に係る資料の保管

(2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整

イ 関係機関等による要保護児童等に係る支援の実施状況の把握

ロ イにより把握した要保護児童等の支援の実施状況に基づく関係機関等との連絡調整（個別検討会議における事例の再検討を含む。）

(関係機関等への協力要請)

第10条 協議会が関係機関等に対し、法第25条の3に規定する協力要請を行う場合にあっては、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(事務局)

第11条 市代表者会議及び市実務者会議の庶務は、こども福祉課において行い、各福祉地区代表者会議及び各福祉地区実務者会議の庶務は、各福祉事務所において行う。

2 個別検討会議の庶務は、会議を招集し、主催した機関が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

市代表者会議	岡山市民生委員児童委員協議会
	岡山市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部
	岡山市私立認可保育園・認定こども園園長会
	岡山市国公立園長会
	岡山県児童養護施設等協議会
	岡山市里親会
	児童家庭支援センター
	岡山市副市長
	岡山市岡山っ子育成局長
	岡山市こども総合相談所
	岡山市北区中央福祉事務所
	岡山市発達障害者支援センター
	岡山市保健所
	岡山市こころの健康センター
	岡山市内医師会連合会
	岡山市内歯科医師会連合会
	一般社団法人岡山県病院協会
	一般社団法人岡山市医師会
	岡山市教育委員会事務局
	岡山市私立幼稚園・認定こども園協会
岡山市小学校長会	
岡山市中学校長会	
岡山県警察本部生活安全部人身安全対策課	
岡山県警察本部生活安全部少年課	

	岡山弁護士会
	岡山家庭裁判所
	岡山地方法務局人権擁護課
	岡山人権擁護委員協議会
	岡山県女性相談支援センター
	岡山市男女共同参画相談支援センター
	特定非営利活動法人さんかくナビ
	岡山市愛育委員協議会
	その他市代表者会議が必要と認める機関
福祉地区代表者会議	岡山市民生委員児童委員協議会
	岡山市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部
	岡山市私立認可保育園・認定こども園園長会
	岡山市国公立園長会
	岡山市こども総合相談所
	岡山市各福祉事務所
	岡山市こども福祉課
	岡山市各保健センター
	岡山市小学校長会
	岡山市中学校長会
	岡山県各警察署生活安全課
	岡山市愛育委員協議会
	その他福祉地区代表者会議が必要があると認めるもの
市実務者会議	岡山市こども総合相談所
	岡山市各福祉事務所
	岡山市こども福祉課
	岡山市保育・幼児教育課
	岡山市幼保運営課
	岡山市保健所健康づくり課

	岡山市教育委員会事務局教育支援課
	その他市実務者会議が必要があると認めるもの
福祉地区 実務者会議	岡山市こども総合相談所
	岡山市各福祉事務所
	岡山市こども福祉課
	岡山市各保健センター
	岡山市教育委員会事務局教育支援課
	その他福祉地区実務者会議が必要があると認めるもの
個別検討会議	個別の要保護児童等に関わる関係機関等の関係者